

14年11月28日に上記訂正（以下「本件第2訂正」という。）をすることを認める旨の審決（以下「本件訂正審決」という。）をし、これが確定した。

4 本件第1訂正前の本件特許の特許請求の範囲（甲第2号証・特許公報に記載のもの）

「1 符号長 n の単一誤り訂正 $\diagup 1+1, 1+2, \dots, 1+k$ 誤り検出BCH符号（またはリード・ソロモン符号）の復号器を採用した情報伝送システムにおけるエラー訂正処理装置において、下記の(1)ないし(6)の手段を含むことを特徴とする単一誤り訂正および多重誤り検出BCH符号の復号装置。

(1) 符号長 n 、符号の最小距離 $d=2 \times 1+k+1$ の符号語に、誤りを付加された受信語を保持する手段。

(2) 前記受信語からシンドローム S_j ($r \leq j \leq r+2 \times 1+k-1$) のみを算出する手段。ただし、 r は任意の整数。

(3) 前記シンドローム S_j が全て零のとき、誤り無しと判定する手段。

(4) 前記シンドローム S_j ($r \leq j \leq r+2 \times 1+k-1$) と誤り位置多項式の係数 σ_i との関係式、 $S_i \sigma_t + S_{j+1} \sigma_{t-1} + \dots + S_{j+t-1} \sigma_1 + S_{j+t} = 0$ において、 $t=1, r \leq j \leq r+1+k-1$ とした、 $1+k$ 個の連立方程式のうちから適当な1個の方程式より、それぞれの σ_i を求め、それらを等しいとおいた式をもとにして求めることができる判定式であって、かつ、前記判定式は前記シンドローム S_j ($r \leq j \leq r+2 \times 1+k-1$) を全て用いた関係式からなり、かつ、前記判定式は前記受信語における誤りの数を、前記判定式が零（真）のとき単一誤りと判定し、また、前記判定式が非零（偽）のとき、 $1+1$ 個以上 $1+k$ 個以下の誤りと判定し、かつ、前記判定式は $1+k$ 個以内の誤りに対して100%正しい判定を行う、この前記判定式を用い、誤りの数が、単一誤りか、または、 $1+1$ 個以上 $1+k$ 個以下の誤りかを判定し、それぞれの判定信号を送出する誤り判別手段。

(5) 上記(4)項において単一誤りがあると判定したとき、あるいは、上記(4)項と並列に、単一の誤り位置（リードソロモン符号のときは、さらに、誤りの大きさ）を算出する単一誤り訂正手段。

(6) 誤り数が単一の判定信号を受け取ったときは、受信語の誤りの訂正を実行し、 $1+1$ 個以上 $1+k$ 個以下の誤りの判定信号を受け取ったときは誤りの検出に止める、誤り訂正実行/検出手段。

2 単一誤り訂正2, 3ビット誤り検出BCH符号（最小距離 $d=5$ ）に対し判定式は $Z = (S_1^3 + S_3)$ を用い、 Z が零（真）のとき、受信語における誤りが単一と判定し、 Z が非零（偽）のとき、2, 3ビットの誤りと判定する誤り判別手段を具備することを特徴とする請求項1記載の単一誤り訂正及び多重誤り検出BCH符号の復号装置。

3 単一誤り訂正2, 3, 4ビット誤り検出BCH符号（ $d=6$ ）に対し判定式は $Z = ((S_1^3 + S_3 = 0) \text{ AND } (S_0 S_1^3 + S_3 = 0))$ を用い、 Z が零（真）のとき、受信語における誤りが単一と判定し、 Z が非零（偽）のとき、2, 3, 4ビットの誤りと判定する誤り判別手段を具備することを特徴とする請求項1記載の単一誤り訂正および多重誤り検出BCH符号の復号装置。

4 単一誤り訂正2, 3, 4, 5ビット誤り検出BCH符号（ $d=7$ ）に対し判定式は $Z = ((S_1^3 + S_3 = 0) \text{ AND } (S_1^5 + S_5 = 0))$ を用い、 Z が零（真）のとき、受信語における誤りが単一と判定し、 Z が非零（偽）のとき、2, 3, 4, 5ビットの誤りと判定する誤り判別手段を具備することを特徴とする請求項1記載の単一誤り訂正および多重誤り検出BCH符号の復号装置。

5 単一誤り訂正2ディジット誤り検出リード・ソロモン符号（ $d=4$ ）に対し判定式は $Z = S_1^2 + S_0 S_2$ を用い、 Z が零（真）のとき、受信語における誤りが単一と判定し、 Z が非零（偽）のとき、2ディジットの誤りと判定する誤り判別手段を具備することを特徴とする請求項1記載の単一誤り訂正および多重誤り検出BCH符号の復号装置。」

（甲第2号証・特許公報）

5 本件第1訂正後の本件特許の特許請求の範囲

「1 符号長 n の単一誤り訂正 $\diagup 1+1, 1+2, \dots, 1+k$ 誤り検出BCH符号（またはリード・ソロモン符号）の復号器を採用した情報伝送システムにおけるエラー訂正処理装置において、下記の(1)ないし(6)の手段を含むことを特徴とする単一誤り訂正および多重誤り検出BCH符号の復号装置。

(1) 符号長 n 、符号の最小距離 $d=2 \times 1+k+1$ の符号語に、誤りを付

加された受信語を保持する手段。

(2) 前記受信語からシンドローム S_j ($r \leq j \leq r + 2 \times 1 + k - 1$) のみを算出する手段。ただし、 r は任意の整数。

(3) 前記シンドローム S_j が全て零のとき、誤り無しと判定する手段。

(4) 前記シンドローム S_j ($r \leq j \leq r + 2 \times 1 + k - 1$) と誤り位置多項式の係数 σ_i との関係式、 $S_i \sigma_t + S_{j+1} \sigma_{t-1} + \dots + S_{j+t-1} \sigma_1 + S_{j+t} = 0$ において、 $t = 1, r \leq j \leq r + 1 + k - 1$ とした、 $1 + k$ 個の連立方程式のうちから適当な 1 個の方程式より、それぞれの σ_i を求め、それらを等しいとおいた式をもとにして求めることができる判定式であって、かつ、前記判定式は除算を用いない形式であって、かつ、前記判定式は前記シンドローム S_j ($r \leq j \leq r + 2 \times 1 + k - 1$) を全て用いた関係式からなり、かつ、前記判定式は、上記(3)項において前記シンドロームが全ては零でないとき、前記受信語における誤りの数を、前記判定式が零(真)のとき単一誤りと判定し、また、前記判定式が非零

(偽)のとき、 $1 + 1$ 個以上 $1 + k$ 個以下の誤りと判定し、かつ、前記判定式は $1 + k$ 個以内の誤りに対して 100% 正しい判定を行う、この前記判定式を用い、誤りの数が、単一誤りか、または、 $1 + 1$ 個以上 $1 + k$ 個以下の誤りかを判定し、それぞれの判定信号を送出する誤り判別手段。

(5) 上記(4)項において単一誤りがあると判定したとき、あるいは、上記(4)項と並列に、単一の誤り位置(リードソロモン符号のときは、さらに、誤りの大きさ)を算出する単一誤り訂正手段。

(6) 誤り数が単一の判定信号を受け取ったときは、受信語の誤りの訂正を実行し、 $1 + 1$ 個以上 $1 + k$ 個以下の誤りの判定信号を受け取ったときは誤りの検出に止める、誤り訂正実行/検出手段。

2 単一誤り訂正 2, 3 ビット誤り検出 BCH 符号(最小距離 $d = 5$) に対し判定式は $Z = (S_1^3 + S_3)$ を用い、 Z が零(真)のとき、受信語における誤りが単一と判定し、 Z が非零(偽)のとき、2, 3 ビットの誤りと判定する誤り判別手段を具備することを特徴とする請求項 1 記載の単一誤り訂正及び多重誤り検出 BCH 符号の復号装置。

3 単一誤り訂正 2, 3, 4 ビット誤り検出 BCH 符号($d = 6$) に対し判定式は $Z = ((S_1^3 + S_3 = 0) \text{ AND } (S_0 S_1^3 + S_3 = 0))$ を用い、 Z が零(真)のとき、受信語における誤りが単一と判定し、 Z が非零(偽)のとき、2, 3, 4 ビットの誤りと判定する誤り判別手段を具備することを特徴とする請求項 1 記載の単一誤り訂正および多重誤り検出 BCH 符号の復号装置。

4 単一誤り訂正 2, 3, 4, 5 ビット誤り検出 BCH 符号($d = 7$) に対し判定式は $Z = ((S_1^3 + S_3 = 0) \text{ AND } (S_1^5 + S_5 = 0))$ を用い、 Z が零(真)のとき、受信語における誤りが単一と判定し、 Z が非零(偽)のとき、2, 3, 4, 5 ビットの誤りと判定する誤り判別手段を具備することを特徴とする請求項 1 記載の単一誤り訂正および多重誤り検出 BCH 符号の復号装置。

5 単一誤り訂正 2 デジット誤り検出リード・ソロモン符号($d = 4$) に対し判定式は $Z = S_1^2 + S_0 S_2 = 0$ を用い、 Z が零(真)のとき、受信語における誤りが単一と判定し、 Z が非零(偽)のとき、2 デジットの誤りと判定する誤り判別手段を具備することを特徴とする請求項 1 記載の単一誤り訂正および多重誤り検出 BCH 符号の復号装置。」

(判決注・下線部が訂正部分である。)

6 本件第 2 訂正後の本件特許の特許請求の範囲

「1 符号長 n の単一誤り訂正 / $1 + 1, 1 + 2, \dots, 1 + k$ 誤り検出 BCH 符号(またはリード・ソロモン符号)の復号器を採用した情報伝送システムにおけるエラー訂正処理装置において、下記の(1)ないし(6)の手段を含むことを特徴とする単一誤り訂正および多重誤り検出 BCH 符号の復号装置。

(1) 符号長 n 、符号の最小距離 $d = 2 \times 1 + k + 1$ の符号語に、誤りを付加された受信語を保持する手段。

(2) 前記受信語からシンドローム S_j ($r \leq j \leq r + 2 \times 1 + k - 1$) のみを算出する手段。ただし、 r は任意の整数。

(3) 前記シンドローム S_j が全て零のとき、誤り無しと判定する手段。

(4) 前記シンドローム S_j ($r \leq j \leq r + 2 \times 1 + k - 1$) と誤り位置多項式の係数 σ_i との関係式、 $S_i \sigma_t + S_{j+1} \sigma_{t-1} + \dots + S_{j+t-1} \sigma_1 + S_{j+t} = 0$ において、 $t = 1, r \leq j \leq r + 1 + k - 1$ とした、 $1 + k$ 個の連立方程式のうちから適当な 1 個の方程式より、それぞれの σ_i を求め、それらを等しいとお

いた式をもとにして求めることができる判定式であって、かつ、前記判定式はシンドロームが非零の条件を除き、さらに、誤り位置を用いず、さらに、除算を用いない形式であって、かつ、前記判定式は前記シンドローム S_j ($r \leq j \leq r + 2 \times 1 + k - 1$) を全て用いた関係式からなり、かつ、前記判定式は、上記(3)項において前記シンドロームが全ては零でないとき、前記受信語における誤りの数を、前記判定式が零(真)のとき単一誤りと判定し、また、前記判定式が非零(偽)のとき、 $1 + 1$ 個以上 $1 + k$ 個以下の誤りと判定し、かつ、前記判定式は $1 + k$ 個以内の誤りに対して 100% 正しい判定を行う、この前記判定式を用い、誤りの数が、単一誤りか、または、 $1 + 1$ 個以上 $1 + k$ 個以下の誤りかを判定し、それぞれの判定信号を送出する誤り判別手段。

(5) 上記(4)項において単一誤りがあると判定したとき、あるいは、上記(4)項と並列に、単一の誤り位置(リードソロモン符号のときは、さらに、誤りの大きさ)を算出する単一誤り訂正手段。

(6) 誤り数が単一の判定信号を受け取ったときは、受信語の誤りの訂正を実行し、 $1 + 1$ 個以上 $1 + k$ 個以下の誤りの判定信号を受け取ったときは誤りの検出に止める、誤り訂正実行/検出手段。」

2 単一誤り訂正 2, 3ビット誤り検出 BCH符号(最小距離 $d = 5$) に対し判定式は $Z = (S_1^3 + S_3)$ を用い、 Z が零(真)のとき、受信語における誤りが単一と判定し、 Z が非零(偽)のとき、2, 3ビットの誤りと判定する誤り判別手段を具備することを特徴とする請求項1記載の単一誤り訂正及び多重誤り検出 BCH符号の復号装置。

3 単一誤り訂正 2, 3, 4ビット誤り検出 BCH符号($d = 6$) に対し判定式は $Z = ((S_1^3 + S_3 = 0) \text{ AND } (S_0 S_1^3 + S_3 = 0))$ を用い、 Z が零(真)のとき、受信語における誤りが単一と判定し、 Z が非零(偽)のとき、2, 3, 4ビットの誤りと判定する誤り判別手段を具備することを特徴とする請求項1記載の単一誤り訂正および多重誤り検出 BCH符号の復号装置。

4 単一誤り訂正 2, 3, 4, 5ビット誤り検出 BCH符号($d = 7$) に対し判定式は $Z = ((S_1^3 + S_3 = 0) \text{ AND } (S_1^5 + S_5 = 0))$ を用い、 Z が零(真)のとき、受信語における誤りが単一と判定し、 Z が非零(偽)のとき、2, 3, 4, 5ビットの誤りと判定する誤り判別手段を具備することを特徴とする請求項1記載の単一誤り訂正および多重誤り検出 BCH符号の復号装置。

5 単一誤り訂正 2ディジット誤り検出リード・ソロモン符号($d = 4$) に対し判定式は $Z = S_1^2 + S_0 S_2 = 0$ を用い、 Z が零(真)のとき、受信語における誤りが単一と判定し、 Z が非零(偽)のとき、2ディジットの誤りと判定する誤り判別手段を具備することを特徴とする請求項1記載の単一誤り訂正および多重誤り検出 BCH符号の復号装置。」

(判決注・下線部が、本件第1訂正に付加して訂正された部分である。)

第3 当裁判所の判断

上記当事者間に争いのない事実の下では、本件第2訂正前の本件特許の請求の範囲の記載に基づき、本件発明を認定し、これを前提に、特許法29条2項に違反して登録された特許であることを理由に、本件特許を無効にした審決(以下「本件無効審決」という。)の取消しを求める訴訟の係属中に、特許請求の範囲の文言を、本件無効審決が本件発明認定の根拠にしたものとは異なるものとするを含む訂正の審判の請求がなされ、特許庁は、これを認める審決(本件訂正審決)をし、これが確定したということができる。

本件無効審決は、これにより、結果として、本件特許につき、判断の対象となるべき発明を特定すべき特許請求の範囲の文言の認定を誤ったことになり、この誤りが本件無効審決の結論に影響を及ぼすことは明らかである。したがって、本件無効審決は、取消しを免れない。

以上によれば、本訴請求は理由がある。そこで、これを認容し、訴訟費用の負担については、原告に負担させるのを相当と認め、行政事件訴訟法7条、民事訴訟法62条を適用して、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第6民事部

裁判長裁判官

山下和明

裁判官 設 樂 隆 一

裁判官 高 瀬 順 久